

一人親方のための労災保険

安心の
補償

万全の
サポート

迅速な
対応



一人親方団体
労災センター共済会

- 労災保険の特別加入のご案内 -

(平成30年度版)

労災センター共済会

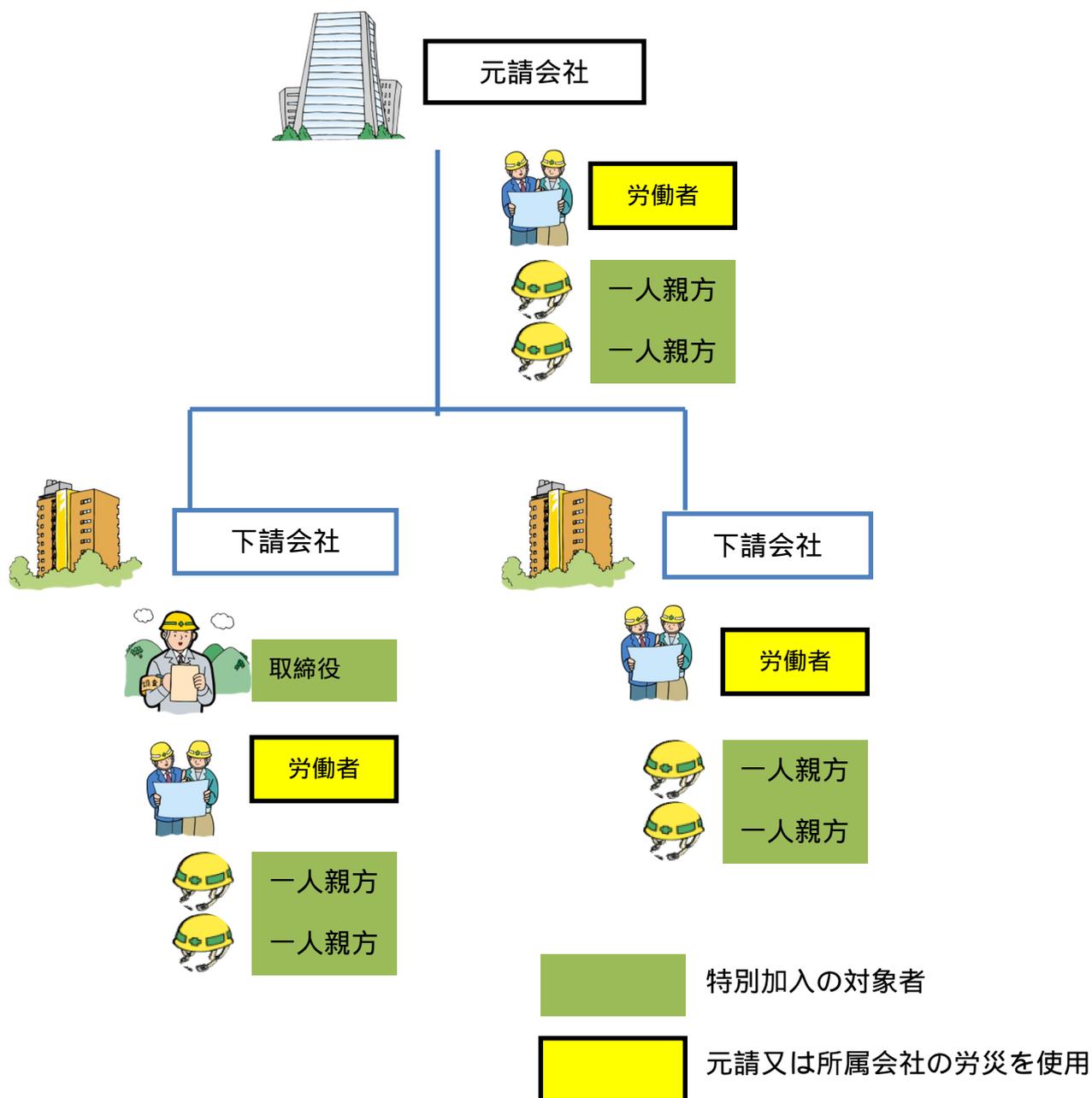
建設業における労災保険

建設業における労災保険は他の業種とは違って非常に特殊です。通常、労災保険は事業所を単位として保険関係が成立しますが、建設業の場合は工事ごと、建設現場ごとに保険関係が成立し元請が自身の責任で保険関係を成立させ、保険料を支払うことになります。

そして建設現場で起きた事故はそれが元請作業員であっても、下請作業員であっても元請が成立させた保険を使って申請することになります。つまり、下請は保険料を払わずに、元請の保険の保護を受けられることになります。

しかし、労災保険は「労働者」を対象としているため、企業の役員や一人親方は保険の対象となりません。このため、同じように建設現場で作業に従事しながら保険の適用対象となる人とならない人が出てきます。適用になる人とならない人の違いは一言で言えば「雇用関係にあるかどうか」ということです。

そこで、これらの方々も補償を受けることができるように、特別に労災保険に任意加入を認めているのが労災保険の特別加入制度です。



一人親方の労災保険

1、建設業の一人親方

一人親方等とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者およびその事業に従事する者であっても労働者でない者(例えば、一人親方の配偶者、同居の親族)をいいます。また、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者とは年間を通じて労働者を1人も使用しない場合はもとより、労働者を使用する日の合計が1年において100日未満となることが見込まれる者のことをいいます。具体的には以下のような方々が該当します。

- 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
- 特定の会社に所属しているが、その会社と請負で仕事を行っている。
- グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
- 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。
- 法人で仕事をしているが役員や家族以外に従業員がいない。



2、建設の事業

特に職種の限定はなく、仕事の内容が、土木、建築、大工、左官、屋根、管、電気、防水、ガラス、水道施設、塗装、機械器具設置、とび、型枠コンクリート、内装、板金工事、建具、タイル・レンガ・ブロック、鉄筋、解体などが該当します。

3、健康診断

特別加入を希望する一人親方のかたで、下記の表に記載されている業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えてその業務を行ったことがある一人親方のかたについては、特別加入の申請時に健康診断を受ける必要があります。

加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間	実施する健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

加入時に健康診断の対象となる方は、指定された期間内に指示された医療機関で健康診断を受ける必要があります。なお、この場合の健康診断に要する費用は無料です。ただし、受診のために要した交通費は自己負担となります。なお、健康診断の結果加入が認められなかった場合、納付いただきました費用について労災保険料のみ返金いたします。

粉じん作業を行う業務

粉じん作業とは当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業を言います。具体的にはじん肺法施行規則別表(じん肺法第2条関係)に定める作業で主なものは次の通りです。

- 屋外の土石、岩石、鉱物を粉砕する場所における作業
- 屋内等において行なう金属を溶断し、または、アーク等溶接の作業
- 研磨材を用いて動力により金属等を研磨、ばり取り、裁断する場所における作業
- セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素材料を乾燥し、袋詰めし、積込、又は積卸す場所における作業

振動工具使用の業務

圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る。)を取り扱う業務を言います。具体的には、削岩機、ピッチングハンマー、コーキングハンマー、ハンドハンマー、コンクリートブレイカー、スクレーピングハンマー、サンドランマー、チェーンソー、ブッシュクリーナー、エンジンカッター、携帯用木材皮剥ぎ機、スィング研削盤、卓上研削盤などがあり、その他振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具を言います。

鉛業務

- 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なった物の焼成の業務
- 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務
- ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、粉砕、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 鉛装置の破砕、溶接、溶断又は切断の業務

有機溶剤業務

有機溶剤業務とは主に有機溶剤等を用いて行うつや出し・防水その他物の面の加工の業務、接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務、接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務等の有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払拭の業務を言い、キシレン、N・N - ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン、1・1・1 - トリクロルエタン、トリクロルエチレン、トルエン、ノルマルヘキサン等の溶剤を使用します。



4. 加入制限

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

一人親方の業務災害の判断基準

下記に該当する行為における業務災害に関しては、労働災害と認められ、労災保険の給付の対象となります。

請負契約に直接必要な行為を行う場合

例) 工事の請負契約を締結する行為、契約前の見積り、現場の下見等を行う場合等

請負工事現場の作業及びこれに直接附帯する行為

例) 請負工事現場における作業等全般

請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

例) 請負契約による作業を自社の鉄工所・工場等で行う場合

請負工事に係る機械・製品を運搬する作業

例) 請負工事に係る機械・製品を自宅から工事現場まで運搬する行為

突発事故(台風・火災等)による予定外の緊急出勤途上の行為

例) 台風・火災等のため工事現場へ建物の保全のため緊急に赴く行為

通勤災害の判断基準

通勤とは、労働者が就業に関し、住居と職場との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除きます。なお、通勤災害は健康保険では給付されず、労災保険で給付されます。

また、通勤経路の途中で逸脱もしくは中断していた場合や、通勤経路・通勤方法が合理的とみなされない場合は、日常生活上必要な行為で厚生労働省令に定められている場合を除いて、通勤災害として認められません。



補償内容

一人親方の労災保険に加入している人（特別加入者）に対する保険給付等については、一般の労働者の場合とほぼ同様に、業務上の事由または通勤により傷病を被ったときに下表の保険給付を行っています。

ただし、特別支給金のうちボーナス等の特別給与を算定の基礎とするいわゆる「ボーナス特別支給金」については支給されません。

なお、療養補償給付以外の給付については労働者の場合その労働者の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とし、これを基礎として所定の率や日数を乗じて得られる額が給付される額となりますが、特別加入者の場合、この基礎となる賃金がありませんから、これに替わるものとして、法で定められた給付基礎日額から自己の収入等に見合ったものを選び、その他所定の率や日数を乗じて得られる額が給付額となります。

給付の種類	支給の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	療養を必要とするとき	療養に必要な費用	
休業補償	療養のため仕事をすることができずに休業するとき	給付基礎日額の6割を休業4日目から支給	給付基礎日額の2割を休業4日目から支給
傷病補償 年金	療養開始後1年6カ月を経過しても治らず傷病等級に該当するとき	給付基礎日額の1級313日分から3級245日分の年金	一時金 1級114万円 2級107万円 3級100万円
障害補償 年金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級1級から7級）	給付基礎日額の1級313日分から7級131日分の年金	一時金 1級342万円から7級159万円
障害補償 一時金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級8級から14級）	給付基礎日額の8級503日分から14級56日分の一時金	一時金 8級65万円から14級8万円
介護補償	傷病年金又は障害年金受給者のうち等級が1級又は2級の方	介護費用（上限あり）	
遺族補償 年金	死亡したとき	遺族の人数に応じて、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	一時金 300万円
遺族補償 一時金	死亡した方に遺族補償年金を受け取る遺族がないとき	給付基礎日額の1,000日分の一時金	
葬祭料	死亡した方の葬祭を行うとき	給付基礎日額に応じて42万円から120万円	

給付基礎日額、労災保険料、入会金、会費

1、給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険給付の基準となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに算出されます。しかし、一人親方の場合には賃金というものが無いので、給付基礎日額は、一定の範囲内から自分で選択することになります。労災センター共済会では、**3,500 円、5,000 円、7,000 円、10,000 円**の4種類の給付基礎日額に対応しております。

2、加入費用

労災保険の費用は労災保険料と入会金と会費（年会費又は月会費）の3つの費用があり、毎年4月1日から翌年3月31日までを単位としています（保険年度）。そのため、費用の支払いは原則として年度単位となりますが、労災センター共済会では保険年度の費用を一括でお支払いいただく銀行振り込み・コンビニ支払と、費用を月々お支払いいただくクレジットカードでの支払いの3つの支払方法からご選択いただけます。

具体的な費用の詳細は、下記の「3、支払方法及び費用」でご説明いたします。

3、支払方法及び費用

銀行振り込み・コンビニ支払（年払い）

銀行振り込み又はコンビニでのお支払いの場合、3月までの費用を一括でお振込みいただきます。4月以外の年の途中でのご加入の場合は月割りとなります。給付基礎日額に応じた加入月ごとの費用は、以下の 労災保険料（年払いの場合）給付基礎日額に応じた労災保険料 をご覧ください。

労災保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までを単位としています。なお、給付基礎日額の変更は毎年4月の更新時にのみ承っております。更新のご案内は2月上旬に致します。

【労災保険料（年払いの場合）】

給付基礎日額と加入月に応じた労災保険料

給付基礎日額		労災保険料			
		3500	5000	7000	10000
加入月	4月	22,986円	32,850円	45,990円	65,700円
	5月	21,078円	30,096円	42,156円	60,210円
	6月	19,152円	27,360円	38,322円	54,738円
	7月	17,244円	24,624円	34,488円	49,266円
	8月	15,318円	21,888円	30,654円	43,794円
	9月	13,410円	19,152円	26,820円	38,322円
	10月	11,484円	16,416円	22,986円	32,850円
	11月	9,576円	13,680円	19,152円	27,360円
	12月	7,650円	10,944円	15,318円	21,888円
	1月	5,742円	8,208円	11,484円	16,416円
	2月	3,816円	5,472円	7,650円	10,944円
	3月	1,908円	2,736円	3,816円	5,472円

（平成30年度版）

【費用等（年払いの場合）】

入会金	1,000 円	労災保険に特別加入する時の費用 (初回のみ)
年会費	5,000 円	会費(年度ごと一括徴収)。

クレジットカード（毎月払い）

クレジットカードをご利用の場合、費用は月単位でのお支払いとなっております。カードからの引き落とし額は労災保険料と入会金及び月会費の合計額となります。なお、毎月払いの場合は更新手続きが不要です。

【労災保険料（毎月払いの場合）】

給付基礎日額に応じた 1 か月あたりの労災保険料

給付基礎日額	労災保険料			
	3,500	5,000	7,000	10,000
1 か月あたり	1,917 円	2,738 円	3,834 円	5,476 円

(平成 30 年度版)

【手数料等（毎月払いの場合）】

入会金	1,000 円	労災保険に特別加入する時の費用 (初回のみ)
月会費	600 円	会費(毎月)

お申し込みの流れ

労災センター共済会のホームページからお申し込みいただけます。お申し込みの際は、次の手順に沿ってお申し込みください。

<申込みのステップ>



Step1 基本情報の登録

基本情報は以下の区分に従って、サイトの利用登録をしてください。基本情報は労災センター共済会のホームページの利用者登録です。利用者登録には**個人登録と法人登録の2種類があります。通常は個人登録を選択してください。**なお、利用者登録だけでは労災保険に特別加入したことにはなりませんので、ご注意ください。

【個人の場合】

個人事業主である一人親方が自分自身の労災保険の特別加入をする場合

【法人登録の場合】

「法人」として利用登録することで一つの登録で複数の方の労災保険の特別加入の手続きをまとめて行うことができます。その場合は利用登録者が窓口（代表者）となって、労災保険の特別加入の手続きをします。そのため、自分自身が特別加入する場合もあれば、しない場合も窓口（代表者）となり登録を行うことができます。

- 会社が窓口となって下請けや直庸の一人親方の特別加入を代行して行う場合（会社の担当者が直属の職人・一人親方の労災加入をまとめて行う場合など）
- 一人法人、家族だけの法人、役員だけの法人（従業員なし）が自らを特別加入する場合（労災加入する人がすべて役員だけ、家族だけという場合など）

基本情報登録が済むと、マイページが作成されます。以後の手続きはマイページにログインして行うことになります。



Step2 加入者情報の入力

基本情報の登録を終えたら、次は労災保険の特別加入者の情報を入力します。利用登録が個人の場合と法人の場合とでは入力内容が異なります。ご注意ください。

【個人の場合の入力内容】

加入者情報	基本情報と同一のため入力の必要はありません
会員証の発送先	会員証の発送先が基本情報で登録した住所と異なる場合は発送先を入力してください。
お支払方法	クレジットカード(月払い)と銀行振り込み・コンビニ支払(一括払い)から選択
仕事関連	仕事内容、屋号、特定業務の有無
本人確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、在留カードのいずれか1点をアップロード
契約内容	給付基礎日額、加入月の選択

【法人登録の場合の入力内容】

加入者情報	労災保険に特別加入する者の氏名、住所、連絡先等
お支払方法	銀行振り込み
仕事関連	仕事内容、屋号、特定業務の有無
本人確認書類	運転免許証、運転経歴証明書、在留カードのいずれか1点をアップロード
契約内容	給付基礎日額、加入月の選択

法人の場合はコンビニ支払、クレジットカードには対応しておりません。
銀行振込のみとなっております。

(1) 入力にあたって

- 個人の場合は、基本情報登録者 = 労災保険加入者となります。
- 法人の場合、労災保険加入者が複数いる場合は上記の入力を加入者の人数分行う必要があります。

(2) 入力方法

- 特定業務は粉じん、振動工具、鉛業務、有機溶剤についての入力を行います。特定業務に該当する場合は Step3 の入力が必要です。(該当しない場合は入力の必要はありません。Step4 へお進みください。)
- 給付基礎日額は 3,500 円、5,000 円、7,000 円、10,000 円の中から選択してください。
- 加入月を選択してください。労災保険料は月を単位としておりますので、月の初日に加入した場合でも、月の途中に加入した場合でも 1 か月分の保険料を徴収いたします。
- 支払方法は個人の場合は銀行振込、コンビニ支払及びクレジットカードの支払いのどちらかをご選択できます。法人登録の場合はコンビニ支払及びクレジットカード支払いはできません。銀行振込のみ承ります。

銀行振り込み

- ◇ 指定口座にお振込みをお願いします。
- ◇ 振込手数料はお客様負担となります。
- ◇ 振込の控えをお客様の領収書とさせていただきます。
- ◇ 3 営業日以内にお振込みがない場合は、キャンセル扱いとなる場合があります。

コンビニ支払

- ◇ 指定したコンビニエンスストアにてお支払いをお願いいたします。
- ◇ 振込手数料は当方負担となります。
- ◇ 振込の控えをお客様の領収書とさせていただきます。
- ◇ 5 日以内にお振込みがない場合は、キャンセル扱いとなる場合があります。

カード支払

ご利用者本人名義の下記のクレジットカードのみ、ご利用いただけます。ただし、Step1 の基本情報登録が法人の場合はご利用いただけません。カード名、名義人、会員番号、有効期限等をご確認の上、お申し込みください。また、インターネット上からの入力では SSL(暗号化技術)により、お客様の重要な個人情報を保護しています。

- ◇ カードでの支払いは月払いのみ
- ◇ クレジットカードご利用のお支払いの場合は、利用者とクレジットカード発行会社でご契約されている会員規約に基づきお支払いいただきます。



Step3 特定業務の入力

粉じん作業、振動工具使用、鉛業務、有機溶剤業務について過去から現在までの特定業務の内容及び従事歴を入力してください。正確な従事期間が不明な場合は、おおよその期間をご記入ください。内容によっては健康診断の受診の必要があります。



Step4 加入申込みの完了

会員規則及び労災保険事務処理規則の内容をご確認の上申し込みを行ってください。なお、支払方法が銀行振り込み・コンビニ支払の場合は、3営業日以内のお振込みをお願いいたします。



Step5 会員証の受取

- 労災保険の特別加入は**最短翌日**からです。
- 特別加入完了後、基本情報登録の住所宛に会員証を発送します。
- 会員証の発送までに1週間程度の日数を要します。なお、健康診断の受診義務がある方については労働局からの承認後の発送となります。
- 加入の証明が必要な場合はマイページから加入証明書がダウンロードできます。

脱退について

脱退をご希望の場合は、労災センター共済会の脱退のページからお手続きください。お電話、FAX、郵送などでの手続きは承っておりません。

< 脱退に関する注意点 >

- ・ 脱退をご希望の方は少なくとも少なくとも脱退希望日の7日前(更新時(3月末脱退)の場合は当会が別途指定した日)までに当会の指定する方法にてご連絡ください。
- ・ さかのぼっての脱退はできません。
- ・ 銀行振り込み又はコンビニ支払の方は脱退にともない労災保険料の返金が発生する場合があります。なお、返金の際は振込手数料相当額を差し引いて返金いたします。
- ・ 脱退日の次の日以降に発生した労災事故は補償対象外です。
- ・ 脱退日以前に発生した労災事故は脱退した後も引き続き補償対象となります。

組織概要

一人親方団体

名称	所在地
労災センター共済会北日本支部	〒030-0861 青森県青森市長島 2-13-1-6F 対応エリア：青森県、北海道、岩手県
労災センター共済会東北支部	〒990-0038 山形県山形市幸町 6-1 対応エリア：山形県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県
労災センター共済会関東支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-9-18-1F 対応エリア：東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、長野県、山梨県
労災センター共済会中部支部	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町 1-12-102 対応エリア：岐阜県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県
労災センター共済会関西支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町 2-2-5-2F 対応エリア：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県

労災センター共済会本部・事務局

名称	一般社団法人労災センター 労災センター共済会本部・事務局
所在地	〒134-0083 東京都江戸川区中葛西 2-26-10-803
代表 電話 / F A X	代表 TEL : 03-5659-1023 代表 FAX : 03-5659-1024
加入申込専用 電話 / F A X	申込専用 TEL : 0120-950-151 / 050-3785-7661 申込専用 FAX : 050-3730-6760
メールアドレス	info@hitorioyakata.or.jp
URL	http://hitorioyakata.or.jp

